

研究倫理指針の見直しに関して

研究倫理に関する検討委員会委員長
山田 壮志郎（日本福祉大学）

日本社会福祉学会では、2010年に「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」を策定し、会員の研究活動における研究倫理のあり方を示してきました。しかし、研究活動における不正行為が社会的注目を集めていることや、改正個人情報保護法の施行により研究活動における個人情報の取得に一層の慎重さが求められていることなど、昨今の研究倫理をめぐる状況の変化を踏まえ、研究倫理指針を見直すこととなりました。

2017年度より、研究倫理に関する検討委員会が設置され、研究倫理指針の見直し作業を進めてきました。現行の研究倫理指針を廃止し、現行指針に規定されていた事項は、新たに策定する「日本社会福祉学会研究倫理規程」「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」「学会発表に関する注意事項」にそれぞれ再編成することとしました。2017年11月1日には、理事会で確認した素案をパブリックコメントに付し、8名の会員から意見を頂戴しました。貴重なご意見をお寄せいただいた会員に、この場を借りて御礼申し上げます。

会員から寄せられた意見は多岐にわたりますが、特に意見が集まったのは、①匿名性の確保と、②インフォームドコンセントに関する規定でした。①匿名性の確保に関しては、個人が特定されないよう、調査対象者の個人名や対象地の地域名などを匿名にすることを原則としている素案に対して、歴史研究には馴染まない、本人の同意があれば顕名にしてよい、地域名の匿名化の方法が曖昧であるなどの意見が寄せられました。②インフォームドコンセントに関しては、調査対象者の調査協力の同意を原則として文書で得ることを求めている素案に対して、判断能力が不十分な対象者の場合は現実的でない、代諾者による同意に代えても良いのではないかなどの意見がありました。

いずれも貴重な意見でありつつも、規程として明文化するうえでは難しい問題も抱えています。私は、前委員長である故・岩間伸之先生の急逝に伴い委員長を拝命しましたが、研究倫理を確保しながらも、会員の創意工夫による自由な研究活動を妨げることのないような規程を目指すことは、岩間先生のご遺志であると考えています。会員から頂戴したご意見ができるだけ反映されるよう、素案の修正作業を進めてまいります。

本年5月に開催される総会で、最終素案を諮る予定としていますが、その後も、学会としての研究倫理のあり方は検討を重ねていかなければなりません。引き続き、会員による活発な議論をご期待申し上げます。